

令和六年十二月二十七日受領  
答弁第六八号

内閣衆質二一六第六八号

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員緑川貴士君提出洋上風力発電に係る環境アセスメント制度改善等に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出洋上風力発電に係る環境アセスメント制度改善等に関する質問に対する答  
弁書

一について

御指摘の「事業者の事業実施・継続に係る予見可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、洋上風力発電所に係る環境影響評価については、環境省において諸外国及び我が国の工事中の水中騒音による海生哺乳類への影響等に関する知見を収集し、令和五年十二月に環境省及び経済産業省が作成し、及び公表した「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」において洋上風力発電所に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する際に参考となる情報を示したところである。

二について

お尋ねについては、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を海洋環境等の保全に配慮して行うため、環境大臣が海洋環境等に関する調査を実施するとともに、御指摘のような「アセス法等における検討・手続内容に重複が生じ」る事態を回避するための措置を講ずる

必要があると考えており、今後、関係府省間で検討してまいりたい。

三について

御指摘の「課題」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねの「課題をどのように整理」するのかについてお答えすることは困難であるが、御指摘の「海域環境の改善や温室効果ガスの吸収源対策」については、例えば、令和四年度から実施している「令和の里海づくり」モデル事業や御指摘の「命を育むみなどのブルーインフラ拡大プロジェクト」において沿岸域における藻場、干潟等の保全、再生及び創出に取り組んでいるところであり、引き続きこれらの取組を推進してまいりたい。